

令和元年度 学校関係者評価結果

学校評価

中項目ごと評価点付点 → 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切

大項目	中項目	評価点	自校の自己点検結果
1. 教育理念・目標	①設置目的並びに教育目標が明確に示されているか	4	<p>設置目的(学則)は学生便覧、HP に。教育目標は、学生便覧、HP、教室の前壁、学校案内に掲載するなど明確に示すよう努めている。</p> <p><u>設置目的(学則第1条)</u> この専門学校は、教育基本法に則り、学校教育法に従い、歯科衛生士法に規定する歯科衛生士として必要な知識と技能を修得させ、有能な歯科衛生士を養成することを目的とする。</p> <p><u>教育目標</u> 1. 学問と技術の習得 2. 豊かな人間性の育成 3. 人に貢献できる力と誇りの獲得</p>
	②教育目標は卒業時の到達が読み取れるものになっているか	4	<p>卒業時の到達度は、下記の通りであり、卒業時の到達目標が読み取れるよう、具体的な目標とする歯科衛生士像を明記している。</p> <p><u>教育方針</u> 豊かな人間性と人間愛に満ちた奉仕と協調性の精神をもち、臨床で役立ち地域歯科医療の振興に寄与する歯科衛生士を養成。</p> <p><u>社会の変化に対応</u> 医療を取り巻く環境の変化に即応し、時代が求める歯科衛生士を養成</p> <p>1. 医療の質の変化 2. 歯科医療機関における変化 3. 地域的な特色</p> <p><u>目標とする歯科衛生士</u> 医療の担い手として生命と健康に対する崇高な思想を持ち、学ぶものとして自律性を備えた歯科衛生士</p> <p>1. 専門職として常に時代の要求に応じて、最新の知識と理論に基づいた技術をもつ歯科衛生士 2. 全身をふまえた上で口腔の健康の保持増進を担うことのできる歯科衛生士 3. 問題解決力を身につけ、生涯自己学習を続けることのできる歯科衛生士 4. きめ細やかなコミュニケーション能力を身につけ、人の心・生活に配慮しながら健康づくりに貢献できる歯科衛生士</p>
	③教育目標は定期的に見直されているか	4	<p>開学 37 年目を迎え伝統と常に改善・改革を念頭に教育を進めてきており、教育目標は 3 年課程移行時に見直しを行い、現状の歯科医療にも即した内容であり適切であると考えているが、3 年課程移行後 10 年を経過しており、伝統を鑑みながら、さらに時代に即応したものであるかも含め見直しを行いたい。</p>
	④教育目標は教職員・学生に浸透しているか	4	<p>教室の前壁、学生便覧、HP、学校案内に掲載し、新入生や新年度のオリエンテーション等で説明するなど浸透するよう努めている。教職員は、さらにこの目標を念頭に、具体的にどのように教育に反映させていくかを、専任教員打合せ会や教職員会、教務委員会などの会議や打ち合わせ等で検討している。</p>
学校関係者評価委員会からの評価点・意見助言		4	<p>地域歯科保健医療は、骨太の方針で謳われているように常に変化し、また学生の資質も時代とともに変化している。このことから教育目標及び卒業時の到達については常に改善の余地があり、定期的に見直しを行って欲しい。教育理念・目標全般としては、適切と評価する。</p>

中項目ごと評価点付点 → 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切

大項目	中項目	評価点	自校の自己点検結果
2. 教育活動	①カリキュラムは教育目標が反映されているか	4	カリキュラムについてはカリキュラム検討委員会で検討し、教務委員会にて承認を受け決定している。教育目標の 1. 学問と技術の習得、2. 豊かな人間性の育成、3. 人に貢献できる力と誇りの獲得 を念頭に策定し、地域歯科医療に貢献し得る歯科衛生士の養成に努めており、専任教員はもとより講師会や臨床実習指導担当者会など、講義や実習の教授に係る指導者に周知し授業計画を作成いただいております、教育目標が反映できるよう努めている。
	②定期的なカリキュラムの見直しがなされているか	4	平成 21 年 4 月の 3 年課程移行以降、平成 25 年度に新カリキュラムへの見直しを行っている。その後も特に超高齢社会に伴ない、歯科衛生過程や摂食嚥下、口腔ケア、オーラルフレイル予防など時代に即した歯科衛生士が学ぶべきことも増加し、授業、学内実習、臨地・臨床実習への内容の盛り込みなどを行っている。現在のカリキュラムは適切であると考えますが、平成 25 年度の新カリキュラム移行後 6 年を経過することから、全体の見直しも行いたいと考える。
	③テキストや教材は適切なものを選定しているか	4	テキストについては、その内容も勘案しながら、常に最新の情報による学生への教授を可能とするよう検討しており、新しいテキストや改訂版が発行されるごとに検討し続けている。
	④シラバスが作成され学生に配布されているか	4	シラバスは毎年最新のものを作成し、毎年 4 月に 1 年生から 3 年生までの全学生に配布している。
	⑤授業の点検・評価が適切に実施されているか	4	学生に授業に関するアンケートを実施し集計したものを個々の講師及び専任教員に配布し、授業改善の検討をして頂いている。また専任教員についても担当する授業計画を作成し教務主任が評価。さらに実際の授業の現場にも入り、評価・指導を行うなど、常に学生を中心とした授業改善に努めている。
	⑥資格試験の合格率は	4	歯科衛生士国家試験は全員が合格できるよう、多くの対策が練られているが、さらに年度ごとの状況や学年の特徴を捉えたにに対策も行っている。このためここ 10 年の合格率の平均は 99.3%となっている。
	⑦資格試験不合格者の対策は	3	国家試験に不合格者になった学生の対応は、基本、歯科助手として勤務しながら、勉強方法の指導や課題やテストを行い、さらに模擬試験の結果なども考慮しながら支援を行う。現役 3 年生の国家試験対策の 3 年間の総まとめとなる「総合学習」の科目も無料で受講を可能とし、専任教員 1 名をつけて対応している。しかしながら改善の余地があり、より精度の高いシステムの構築を検討中である。
	⑧評価は適切な方法で行われているか	4	評価はシラバス、学生便覧記載の通り行い、科目修了試験の結果に臨時試験の結果、出席状況、授業態度等を加味して担当講師が決定している。また実習は試験、レポート、提出物、演習・実習態度、出席状況など多面的に評価しており、各学生の学修成果に基づき、あらかじめ設定した成績評価の方法・基準により、厳格かつ適正に評価している。
	⑨目標に到達しない学生に対し適切なフォローがなされているか	4	目標に到達しない学生は、教務主任、担任、副担任など専任教員が指導する。学科で再試験となった場合は補習を行い、必ず合格できるよう指導している。さらに残念ながら再々試験の場合も補習を行う。実習も同様であり、実習室で補習を行い、目標に到達できるよう指導している。メンタル面についても面談を行い、学生が前向きに取り組めるようフォローしている。
	⑩進級、卒業の判定審査は適切に実施されているか	4	進級、卒業の判定審査はシラバス、学生便覧記載の基準に従い、進級・留年については教務委員会に諮り校長が決定している。また卒業の認定は学業成績・出席状況について評定のうえ教務委員会の議を経て校長が行い、厳格かつ適正に実施している。
	学校関係者評価委員会からの評価点・意見助言	3	定期的なカリキュラムの見直しについては、平成 25 年度に新カリキュラムに移行後も新たな内容を盛り込むなど、改善を図る取組みが為されている。また、資格試験の不合格者の対応については、改善の余地ある旨自己評価しているが、まずは不合格者をださないための更なる取組みと、不合格者が出た場合の対策も充実させて頂きたい。教育活動全般としては、ほぼ適切と評価する。

中項目ごと評価点付点 → 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切

大項目	中項目	評価点	自校の自己点検結果
3. 学生受け入れ	①学生募集のための広報 資料の表現・内容並びに広報活動の方法・時期は適切か	4	新年度に入り次第次年度入学者募集の広報を開始している。資料の表現や内容は精査し、広報活動の方法・時期についても、特に入学生の青田刈りと呼ばれる行為はせず、上部機関となる静岡県職業教育振興会からの通知に従い、決定された方法・日程を遵守し適切に行っている。
	②入学案内には志願者が必要とする情報が掲載されているか	4	入学案内には歯科衛生士の仕事内容、教育内容、就職状況、年間スケジュール、会長・校長・卒業生のメッセージ、Q&Aなど、志願者が必要とする情報を掲載しており、さらにオープンキャンパスやAO入試、入試概要など補足資料を添付しており、適切な情報が周知できるよう努めている。
	③募集要項の内容は適切か	4	監督官庁の指導やガイドラインに従い作成しており、出願基準、日程、試験内容、手続き、学費など必要な内容を盛り込んでいる。また入学試験に必要なエントリーシート・願書・入学検定料振込用紙・送付用封筒なども盛り込んでいる。個人情報の取り扱いも留意しており、適切であると考えている。
	④学校説明会、体験入学の時期、内容は適切か	4	学校見学は随時。オープンキャンパスは6月・7月・8月・10月の4回実施。高校3年生の進路決定の時期に沿って行っている。 学校概要説明、模擬授業、実習体験と在學生と自由に話せる時間も設け、歯科衛生士の仕事を体験からも理解でき、在學生・専任教員・浜松市歯科医師会会員歯科医師と自由に話せる時間をもち、入学後の学習、試験・実習、行事など、しっかり理解できる内容にしている。 また参加者に記入いただいたアンケート結果を基に改善に努めている。
	⑤入学者選抜の時期、方針、方法は適切か	3	入学者選抜の時期は、上部機関の静岡県職業教育振興会からの入学者選抜に関する確認事項に従い設定している。 入学者選抜試験の方針・方法は、地域歯科医療に貢献し得る歯科衛生士になり得るかについて、試験区分ごとに選抜内容を課し、その結果を評価し決定している。 全ての試験区分で個人面接を必ず実施し、個々にその目標や意思、人柄や基本的なコミュニケーション能力などを評価し、厳格かつ適正な入学者選抜を行っている。 しかしながら、入学者の生活習慣や学習状況などの特徴が変化してきている現状を踏まえ、アドミッション・ポリシーと入学者の選抜方法は改善の余地があると考えている。
	⑥志願者状況、定員充足率はどうか	4	ここ10年間の志願者状況の平均は定員の約1.5倍、定員の充足率は100%である。
	⑦中途退学の理由・実状を適切に把握しているか	4	中途退学者の理由・実状は適切に把握していると考えている。昨今進路変更という理由が多いが、その本当の理由には、勉強への不安や友人関係の不和などの問題が見え隠れしていることを把握しており、令和元年度より各クラス、担任・副担任の2名で1クラスを担当することとし、さらに浜松市歯科医師会学校部員チューター22名によるチューター面談も行い、学生の学習支援と生活支援を充実させている。状況により月に2回のカウンセラーによるカウンセリングにつなげ、学生が本校で成長できるよう、学生を中心とした対応を行っており、適切に実情を把握し対応できるよう努めている。
学校関係者評価委員会からの評価点・意見助言		4	18歳人口の減少により学生募集が厳しさを増し、入学者の特徴も変化する現状を踏まえ、学校自己評価の通りアドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)をより明確にし、それに基づいた入学者の選抜が可能となるよう検討いただきたい。また、中途退学者の退学理由は適切に把握できていると考えるが、中途退学者を出さないための対応を、入学当初あるいは入学前から出来るよう検討を行っていただきたい。全般としては、適切と評価する。

中項目ごと評価点付点 → 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切

大項目	中項目	評価点	自校の自己点検結果
4. 教職員組織	①専任教員は設置基準を満たしているか	4	専任教員は7名であり、全員免許を受けた後の業務経験4年以上の歯科衛生士であり、設置基準を満たしており適切である。
	②専任教員1人あたりの担当授業時間数は適切か	4	専任教員1人あたりの担当授業時間数は、歯科衛生士養成所指導ガイドライン記載の「1人1週間あたり15時間を標準とすること」を基本として設定しており、その授業計画、授業準備、授業報告書の作成業務も勘案し、適切な担当科目時間数になるよう努めている。 業務は、講義の担当、主要三科(歯科予防処置・診療補助・保健指導)はメインと、サブ(補助)での担当もある。この他、臨床実習のオリエンテーション、フィードバック、次の臨床実習のために行う対策の実習、国家試験対策、ホームルーム、行事、補習、担任・副担任業務、学生相談等個別対応など、多岐に渡る。専任教員1人に業務が集中しないよう、教務主任を中心に専任教員全員が協力体制をとって業務を進めるよう努めている。
	③教職員の業務分掌は明確になっているか	4	教職員の業務分掌は、主な担当業務から、講義担当、各実習担当及びその支援で入るサブのサポート業務まで明確になっており、担当者の変更時も適切に対応できるよう業務の引継ぎ書類を作成している。
	④教職員の能力、業務内容の評価を定期的に実施しているか	4	教職員の能力、業務内容の評価については、毎年自己評価を行い、その結果を受け個人面談を行っている。教職員一人ひとりが成長し学校全体のパフォーマンスが上がるよう支援を行っている。
	⑤教職員の資質向上のためのシステムは適切に構築されているか	4	年間を通じ、静岡県職業教育振興会、全国歯科衛生士教育協議会、業者セミナー、浜松市歯科医師会や静岡県歯科医師会、静岡県歯科衛生士会などが主催する研修が数多く開催されている中、個人の希望も勘案し、適切な研修への参加を支援し、それに要する費用を支出している。 また学生に行っている授業アンケートを参考にした面談を行うなど、一人ひとりが教員としてより向上できるよう支援を行うことに努めている。 講義については年1回講師会を開催、臨床実習指導についても年1回臨床実習指導担当者会を開催し
	⑥職員は業務が滞りなく遂行できる人数を雇用しているか	3	専任教員は7名、非常勤教員は現在1名であり、学内実習のサポートに入る非常勤教員が1名不足している。このため専任教員がこのサポートに入っており、早期に2名となるよう募集をかけている最中である。事務職員については正職員1名、パート1名の体制で滞りなく遂行しており、業務繁忙期については、浜松市歯科医師会事務局と連携し、相互支援を行うことで迅速に対応できており、適切であると考え。
学校関係者評価委員会からの評価点・意見助言		4	専任教員一人ひとりが十分に機能し最大限の能力が発揮出来るようさらなるスキルアップを期待し、研修等の対策を中・長期的視点で継続的に行って頂きたい。また、講師や臨床実習施設指導者も含め教員間相互の連携や協力体制を図る取組みに期待する。全般としては、適切と評価する。

中項目ごと評価点付点 → 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切

大項目	中項目	評価点	自校の自己点検結果																				
5. 施設・設備等	①講義室は学習を行うのに十分な面積を有しているか	4	<p>歯科衛生士養成所指導ガイドラインに従い、講義室は普通教室の第1教室、第2教室、第3教室になるが、下記の通り基準を満たしており十分な面積を有している。(定員44名で算出)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1教室総面積(内法有効面積)</th> <th>学生1人あたりの面積</th> <th>1教室総面積基準</th> <th>学生1人あたりの面積基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1教室</td> <td>91.34 m²</td> <td>2.08 m²</td> <td>24.75 m²</td> <td>1.65 m²</td> </tr> <tr> <td>第2教室</td> <td>88.83 m²</td> <td>2.02 m²</td> <td>24.75 m²</td> <td>1.65 m²</td> </tr> <tr> <td>第3教室</td> <td>91.33 m²</td> <td>2.08 m²</td> <td>24.75 m²</td> <td>1.65 m²</td> </tr> </tbody> </table>		1教室総面積(内法有効面積)	学生1人あたりの面積	1教室総面積基準	学生1人あたりの面積基準	第1教室	91.34 m ²	2.08 m ²	24.75 m ²	1.65 m ²	第2教室	88.83 m ²	2.02 m ²	24.75 m ²	1.65 m ²	第3教室	91.33 m ²	2.08 m ²	24.75 m ²	1.65 m ²
		1教室総面積(内法有効面積)	学生1人あたりの面積	1教室総面積基準	学生1人あたりの面積基準																		
	第1教室	91.34 m ²	2.08 m ²	24.75 m ²	1.65 m ²																		
	第2教室	88.83 m ²	2.02 m ²	24.75 m ²	1.65 m ²																		
	第3教室	91.33 m ²	2.08 m ²	24.75 m ²	1.65 m ²																		
	②実習室は実習を行うのに十分な面積を有しているか	4	<p>歯科衛生士養成所指導ガイドラインに従い、実習室は実験室、マニキン実習室、基礎実習室になるが、下記の通り基準を満たしており十分な面積を有している。(定員44名で算出)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1教室総面積(内法有効面積)</th> <th>学生1人あたりの面積</th> <th>1教室総面積基準</th> <th>学生1人あたりの面積基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実験室</td> <td>101.79 m²</td> <td>2.313 m²</td> <td>34.65 m²</td> <td>2.31 m²</td> </tr> <tr> <td>マニキン実習室</td> <td>112.45 m²</td> <td>2.56 m²</td> <td>34.65 m²</td> <td>2.31 m²</td> </tr> <tr> <td>基礎実習室</td> <td>155.69 m²</td> <td>3.54 m²</td> <td>34.65 m²</td> <td>2.31 m²</td> </tr> </tbody> </table>		1教室総面積(内法有効面積)	学生1人あたりの面積	1教室総面積基準	学生1人あたりの面積基準	実験室	101.79 m ²	2.313 m ²	34.65 m ²	2.31 m ²	マニキン実習室	112.45 m ²	2.56 m ²	34.65 m ²	2.31 m ²	基礎実習室	155.69 m ²	3.54 m ²	34.65 m ²	2.31 m ²
		1教室総面積(内法有効面積)	学生1人あたりの面積	1教室総面積基準	学生1人あたりの面積基準																		
	実験室	101.79 m ²	2.313 m ²	34.65 m ²	2.31 m ²																		
マニキン実習室	112.45 m ²	2.56 m ²	34.65 m ²	2.31 m ²																			
基礎実習室	155.69 m ²	3.54 m ²	34.65 m ²	2.31 m ²																			
③実習設備は整備されているか	4	<p>歯科衛生士養成所指導ガイドラインに従い、実習に関する設備は標本室、機械室、器具・材料を保管する室、実習に関する準備室など整備し、エックス線を扱う実習室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行っている。また教育上必要な機械器具、標本及び模型等は、歯科衛生士養成所指導ガイドラインの第7条3項の(1)記載の別添2に定める機械器具、標本及び模型、その他等を保有し、さらに超高齢社会における歯科衛生過程や口腔ケアの重要性からオーラルフレイル予防のための検査機器一式など早期に購入し、学生教育に必要なものを積極的に整備し教育に反映させている。</p>																					
④講義室・実習室の管理は適切に行われているか	4	<p>学内全ての部屋の火器取扱い管理責任者を定め、防災訓練時に点検訓練を行い非常時に備えている。夕刻の校内施設時と同時に日常点検を行っており、通路、防火戸、避難器具や誘導灯、消火設備、非常用侵入口などの避難施設に関する点検と、電気器具、火気設備器具、倉庫施設などの火気関係をチェックし、毎日夕刻に日常点検を行っている。 さらに警備会社のセンサー管理を導入しており、不在時のトラブルにも備え対応している。</p>																					
⑤学生が自学自習できる教室を有しているか	4	<p>学生が自学実習できる教室は、1年生は第1教室、2年生は第2教室、3年生は第3教室に加え、第1・2セミナー室と図書室。場合により実験室を開放しており、冷暖房完備である。</p>																					
⑥図書室は適切に整備されているか	4	<p>図書室は一般図書800冊と専門図書1,000冊を保有しており、歯科衛生士養成所指導ガイドラインに定める1,000冊以上でうち半分以上は専門図書とする基準を満たしている。また図書には分類番号、整理番号を付番し管理している。その他パソコンも自由に使用でき、教育上必要なソフトとインターネットへの接続、スキャナー、印刷ができるよう整備している。</p>																					
⑦保健・相談室は適切に整備されているか	4	<p>保健・相談室はベッド2台を設置し、学生が体調不良時に使用できるようにしている。また施設した保管庫に応急処置用の包帯・絆創膏や薬、保健衛生備品を置いている。またカウンセリングなど相談できる場を設置し、月に2回のカウンセラーによるカウンセリングに使用しており、適切に整備されていると考える。</p>																					
⑧教育用機器備品は整備されており活用されているか	4	<p>教育用機器備品は、主に実習室で行われる専門教育に必要な機器備品と講義等で必要な機器備品に分かれるが適切に整備し活用している。 各教室・実習室には視聴覚機器を整備し、パソコンや書画カメラ、DVDなどが、プロジェクターによる大型スクリーンや大型モニターで映し出せるよう整備し活用している。専門教育ではリアルタイムで実習の内容を教員が行いながらモニター・スクリーンに映し出しながら説明するなど、工夫した授業を行っている。</p>																					

中項目ごと評価点付点 → 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切

大項目	中項目	評価点	自校の自己点検結果
5. 施設・設備等	⑨浜松歯科衛生士専門学校教務室の管理は適切に行われているか	4	浜松歯科衛生士専門学校教務室には教務部と事務部を設置し、それぞれ適切に管理を行っている。個人情報保管庫に施錠管理。パソコンは外部侵入防止、バックアップ等不測の事態にも備えている。建物全体各所に警備会社による機械管理を行い、不在時の緊急対応にも備えている。
	学校関係者評価委員会からの評価点・意見助言	4	教育用機器備品については、ICT 教育など新たな授業形式やシステムの導入が一般的には進んでおり、常に最新情報の把握と研究を続け、本校の教育方針に見合った施設・設備の拡充に繋げて頂きたい。また図書室の専門図書については十分な保有冊数であると思われるが、学生の学びが深まるよう、今後も継続的に購入を進めていただきたい。よって、適切と評価する。

中項目ごと評価点付点 → 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切

大項目	中項目	評価点	自校の自己点検結果
6. 学生支援	①奨学金等、経済的支援は整備されているか	4	奨学金は日本学生支援機構の奨学金を主に取り扱い、この他の市町村や他団体奨学金も紹介し希望があれば取り扱っている。日本学生支援機構については高校からの予約採用の対応から入学後の新規申し込みにも対応できるよう説明会を開催し、決定後の説明会、継続手続きの説明会、卒業時の説明会など行い、個別の相談にも応じている。また緊急採用、応急採用の対応も行っている。この他令和元年度開始の高等教育の無償化に関する学費減免・給付型奨学金制度の対象校に認定されるよう申請中である。また学校の特待生制度があり、学年移行時に2年生特待生1名、準特待生1名、3年生特待生1名、準特待生1名を決定し、年間で特待生は授業料15万円免除、準特待生は授業料5万円免除としている。
	②学生相談、カウンセリングに関する体制が整備・機能しているか	4	学生の相談は各学年1クラスに担任と副担任の2名体制で応じている。年度初めは全員の面談を行い、その後は本人の希望や試験後、臨床実習中やそのほか必要に応じて適宜実施している。また適宜、浜松市歯科医師会学校部員の歯科医師のチューターによるチューター面談を行い、学習支援・生活支援を行っている。さらに必要な場合には学生の希望に応じて、月に2回、カウンセラーによるカウンセリングを行っている。
	③各学校行事について、適切な事後反省を行っているか	4	学校行事は多々あるが、専任教員打合せ会、教職員会などで必ず振り返り、改善点の洗い出しを行っている。また教務委員会、学校運営委員会で報告し、学校関係者以外の外部委員からの意見も収集し参考としており、常に改善・改革に努めている。
	④防犯・防災訓練の実施等、不法侵入・災害に対する整備は万全か	3	不法侵入によるトラブルは一度も起きていないが、保健所と間違え入館する方が時々いる。入口に浜松市歯科医師会の事務室があり、人の出入は確認できるが、学校の教務室からの確認はできないため、入口へのカメラ設置など改善の余地はある。防災訓練は4月と9月の年2回実施している。9月には外部より講師を招聘し、防災の意識を高め、命を守るための講演を行い、3年に1回、煙テント体験を行っている。学生は入学時にヘルメットと、飲料水、食料等の防災備品のセットを購入し、個人のロッカーで保管し災害に備えている。学校も、飲料水、食料、トイレ用品や、発電機、ラジオ、照明などを備蓄し、消費期限に合わせて入替も行い、大規模災害に備えている。浜松市歯科医師会もまた別に同様の準備を行っている。
	⑤進路活動に関する支援が整備され、機能しているか	4	学生の就職活動前に就職ガイダンスを行い個別の相談にも応じている。またキャリアコンサルタント(国家資格者)が常駐し、個別相談、履歴書添削、電話のかけ方、模擬面接など希望に応じ支援している。また見学・面接の前に、学校にその旨の手続きを行うことになっており、個別の相談に迅速に対応できるよう就職活動状況の把握に努めている。対応が必要な場合には浜松市歯科医師会とも連携している。
	⑥新たな求人開拓の努力はしているか	4	毎年5月末までに浜松市歯科医師会の歯科医院の約420件に求人依頼を送付し、6月の末までに浜松市以外の静岡県歯科医師会会員の歯科医院約610件への求人依頼を発送している。求人先は最新のデータに基づいて行っており、新規開院の歯科医院も含まれている。また浜松市歯科医師会に新規会員オリエンテーションにおいても学校の説明を行い、また総会や臨時総会でも歯科衛生士の求人を呼び掛け、毎月発行の浜松市歯科医師会会報でも周知するなど、学生ができるだけ多くの求人先の中から就職先を見学し選ぶことができるよう努めている。
学校関係者評価委員会からの評価点・意見助言		3	平成26年10月から指定の専門実践教育訓練給付金に加え、高等教育の無償化に関する学費減免・給付型奨学金制度の対象校となり、優秀な入学志願者が増加することを期待する。また、防犯については改善の余地ある旨の自己評価であるが、入口付近へのカメラ設置など安全性が向上するよう迅速な対応をお願いしたい。よって、ほぼ適切と評価する。

中項目ごと評価点付点 → 4:適切 3:ほぼ適切 2:やや不適切 1:不適切

大項目	中項目	評価点	自校の自己点検結果
7. 管理・運営	①理事会・学校運営委員会・教務委員会は適時適切に開催され、機能しているか	4	浜松市歯科医師会理事会は毎月、学校運営委員会は5月・7月・10月・1月と必要な場合に臨時で開催している。教務委員会は毎月実施している。それぞれの所掌事項について協議され、慎重審議の上で決定されており、十分な機能を果たしている。
	②理事会・学校運営委員会・教務委員会の議事録は適切に作成、管理されているか	4	浜松市歯科医師会理事会の議事録は浜松市歯科医師会事務局長がその作成を担当。また学校運営委員会及び教務委員会の議事録は浜松歯科衛生士専門学校事務長が担当し、適切に作成し管理されている。
	③就業規則などの諸規程は適切に整備されているか	4	就業規則などの諸規程は定款・諸規定集に記載され整備されている。全教職員に毎回最新のものが配布され周知されている。
	④就業規則などの諸規程・学則等が定期的に見直されているか	4	就業規則などの諸規程は、浜松市歯科医師会が見直しを行っている。また学則や学校運営規則、学校施行細則については学校運営委員会が検討し理事会が決定しており、必要に応じて見直しを行っている。
	⑤組織間、各部署間の連携は適切に図られているか	4	浜松歯科衛生士専門学校の教務と事務は同じ室内に同居しており、日常的に連携の基に運営され業務が遂行されている。また浜松市歯科医師会事務とも相互支援の体制が整っており、業務繁忙期など相互協力を惜しまない体制になっている。
	⑥消防計画、学校安全計画等は適切に整備されているか	4	消防計画は浜松市歯科医師会と共同ビルの口腔センター棟全体として届け出を行い、計画通り点検・訓練等を実施している。また学校安全計画も防災訓練をはじめ、機械警備、電気設備点検、日常避難施設等点検、日常火気関係、消防設備点検、誘導灯や避難器具の点検など漏れなく実施している。
	⑦個人情報保護法を遵守しているか	4	個人情報の保護については定款・規定集に「特定個人情報基本方針」「特定個人情報取扱規則」を定め、周知・遵守している。 また学生便覧に「個人情報の取り扱いについて」を記載し、その取り扱いについて学生に周知している。
	⑧セクシャルハラスメントに対する防止・対応策が整備されているか	4	「セクシャルハラスメント等の防止」として就業規則第10章雑則の第43条に記載し整備している。 学生には学生便覧の「自分を守ろう」に記載し、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、キャンパスハラスメント、モラルハラスメント、アルコールハラスメントなど様々であり、重要なことは相手がどのように感じ、考えるかは個人によって違うという点を充分認識して行動することが大切で、相手に不快な思いをさせないよう充分に配慮することが大切な旨を年度初めのオリエンテーションにて指導している。
	⑨財務分析比率は適切な数字になっているか	4	財務分析比率は適切な数字になっている。 収益性：学生数の状況により増減はあるが、毎年定員の約1.5倍の志願者があり定員を満たしている。 安全性：借入金なく毎年学費等収入と補助金のみで運営し毎年単年度決算で当期正味財産をプラスとし、正味財産期末残高も毎年ほぼ同等の幅で増加しており安定している。 財務状態は緊急には危惧する点は見られないものの、学生数の減少を防止する対策を急ぐなど、今後予測される事態に備え、より安定性の高い財務状態の確保を目指していきたいと考える。
	⑩学校の財務情報を公開する適切な体制が整備されているか	4	学校の財務情報については、貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告書、監査報告書を浜松歯科衛生士専門学校のホームページで公開している。
	学校関係者評価委員会からの評価点・意見助言	4	就業規則・諸規程・学則等は、必要に応じて随時見直しを図っている。定期的な見直しではないが、社労士等の専門家の助言を採り入れる等有効に機能していると言える。財務状況は、学生数によって大きな影響を受けるので、過去に類を見ない少子化に備え、対応策を検討して頂きたい。その他の中項目についても、適切な管理・運営体制が敷かれている。よって、管理・運営については、適切と評価する。